

北広島市公民館条例及び 北広島市公民館条例施行規則の一部改正について

1 改正の趣旨

北広島市中央公民館は、経年劣化による施設機能の回復及びバリアフリー化、地域の防災拠点としての役割の充実を目指し、大規模改修を実施しています。このことに伴い、条例に定める施設の種別を変更し、新たな施設の種別と基本使用料を追加するものです。

2 改正の内容

既存の施設の種別を別表のとおり変更します。

新たにできる種別、面積、基本使用料を別表のとおり追加します。

相撲場の休館日を11月1日から翌年4月第4金曜日までとします。

相撲場の使用許可の申請について、3月前(市民以外は1月前)の属する月の初日から受け付けます。

別表

	新種別	旧種別	面積 m ²	設定使用料
中央公 民館	学習室 1	学習室 A	39	(200)
	学習室 2	調理実習室	36	(190)
	学習室 3	学習室 C	31	(160)
	研修室 1	学習室 B	51	(250)
	研修室 2	研修室	51	(250)
	研修室 3	和室	60	(300)
	調理実習室 1		32	160
	調理実習室 2		41	200
	相撲場		176	560

調理実習室 1・2 と相撲場が新たに追加されます。

設定使用料でカッコの金額は改正前と変更ありません。

3 今後のスケジュール

平成 26 年 9 月 15 日～10 月 14 日	パブリックコメント実施
平成 26 年 10 月頃	パブリックコメント検討結果の公表
平成 26 年 12 月	第 4 回定例会に付議
平成 27 年 4 月(予定)	条例施行